

北しりべし廃棄物処理広域連合公務災害補償等審査会規則

制 定 平成14年7月1日規則第12号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員その他非常勤職員等の公務災害補償等に関する条例(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第24号。以下「条例」という。)
- 第25条第6項の規定に基づき、公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審査会の会議は、会長が招集する。
- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

- 第4条 審査会の庶務は、広域連合事務局において行う。

(委任)

- 第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。